

平成28年度税制改正の概要

1. 復興特区関係

- (1) 機械等に係る特別償却等の特例措置の**5年延長**及び**要件の緩和***
*要件緩和：建築物整備事業(テナント建物)の構造要件について、まちなか再生計画に位置付けられた場合には、非耐火構造でも対象となるよう緩和
- (2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の**5年延長**
- (3) 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）の**5年延長**及び**要件の緩和****
**要件緩和：単年度3千万円の投資要件に加え、最大3事業年度内に5千万円の投資でも対象となるよう緩和（中小企業の場合）
- (4) 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の**5年延長**
- (5) 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除の**5年延長**

2. インフラ整備等関係

- (1) 防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の登録免許税の**免税措置の創設（5年間）**
- (2) 防災集団移転促進事業と一体で行われる一団地の津波防災拠点市街地形成施設に準ずる事業の用に供される土地等の譲渡所得に係る特別控除(5,000万円)の**3年延長**
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を地方公共団体等へ譲渡した場合の特別控除(2,000万円)の**5年延長**
- (4) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の譲渡所得に係る特例措置の**5年延長**

3. 被災代替資産関係

- (1) 被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の**3年延長**
- (2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の**3年延長**
- (3) 被災自動車等の代替取得に係る車体課税の特例措置の**3年延長*****
***：自動車取得税については同税の廃止までの1年延長

4. 東日本大震災事業者再生支援機構関係

- (1) 機構の法人事業税の資本割の特例措置の**5年延長**
- (2) 「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の**3年延長**